

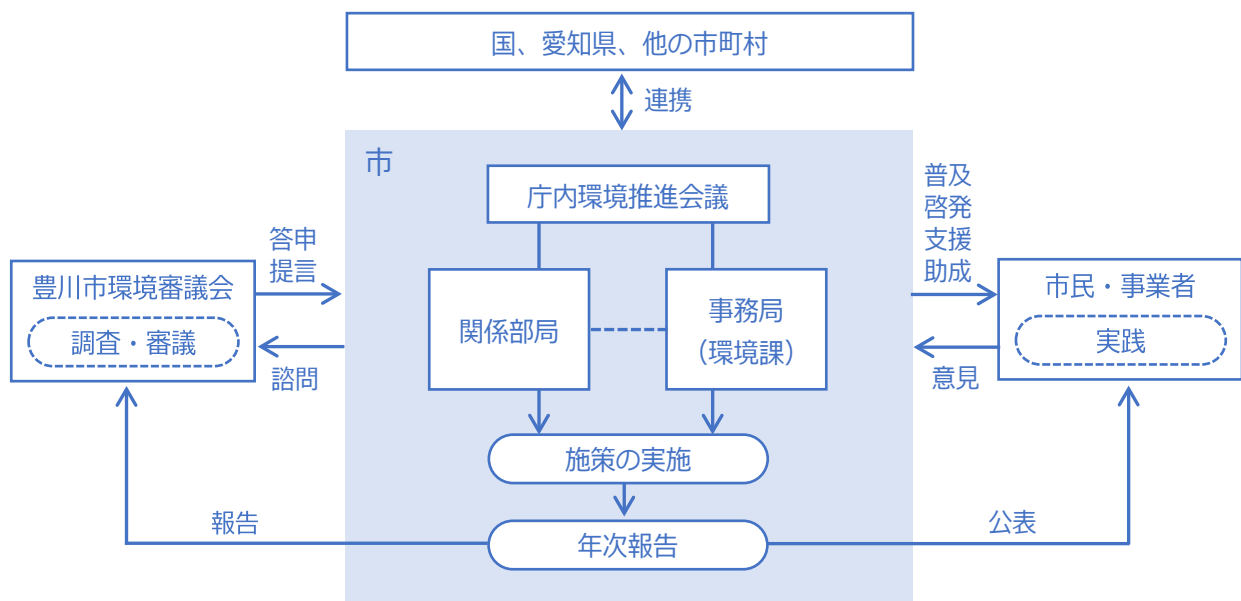
第7章 計画推進に向けた方策

1 計画の推進体制

将来像の実現に向けて、本計画に基づく各種施策や行動を市・市民・事業者がそれぞれの役割分担と責任のもと、相互に協力しながら推進します。

市は、年次報告として、毎年環境の状況と環境保全に関して講じた施策についての報告書を作成し、これを公表して、広く市民・事業者の意見の反映に努めます。

なお、広域的な対応が求められる環境問題に対しては、国や愛知県、他の市町村と連携し、環境問題の解決に向けた施策を推進します。



(1) 豊川市環境審議会

学識経験者、事業者や各種団体の代表者、関係行政機関等で構成し、環境基本計画に基づく施策の実施状況、目標の達成状況、年次報告の内容に関する審議を行います。

(2) 庁内環境推進会議

本計画に位置づけた施策は、環境課をはじめとする関係各課がそれぞれの役割を担いながら総合行政として展開することが重要です。そこで、関係各課で構成する庁内環境推進会議を組織し、施策の実施にあたっての各種調整や進行管理、目標の達成状況の確認、その他情報共有などを行い、計画の庁内横断的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルによる継続的な推進と改善を図り、着実に推進します。

具体的には、本計画に関する施策・事業の実施計画を作成し、実施計画に基づいて施策・事業を着実に実施します。施策・事業の実施状況や目標の達成状況の点検・評価を毎年行い、点検・評価結果を年次報告としてとりまとめ、豊川市環境審議会等に報告・公表し、点検・評価結果を踏まえて、必要に応じて施策・事業の見直しを図ります。